

本規約は、株式会社テンポスフィナンシャルトラスト(以下「甲」という)と、甲がインターネット上で運営するサイトと、付帯するサービスを利用する会員(以下「乙」という)との間の会員契約(以下「会員契約」という)に関する一切の契約条件を定めるものとします。

第1条(規約の適用)

甲と乙とは、本会員契約に基づき、相互に情報の提供をし、甲は乙の求めに応じて出店契約に関するサービスを提供します。

本規定は、変更することがあります。

本規約の変更は、変更された規約が本サイト上で公開をした時から効力を生じます。

本規定が変更された場合、乙から甲に対して情報の提供を打ち切る連絡をいただいた場合を除き、甲は、変更後の本規定に基づき、乙の情報を取り扱います。

第2条(会員)

会員とは、本規約を承諾の上、甲が定める入会手続きを経て、甲が入会を承認し登録された個人・企業・団体等とします。

第3条(入会承認・登録)

甲は、乙の入会申し込みに対して入会を承認しない場合があります。

甲は、乙の入会承認・登録後であっても、次に該当する場合、これを取り消すことがあります。

乙が甲に提供した情報に虚偽事実があったと甲が判断した場合。

過去に会員であったが、規約違反などにより利用の停止、または取消が行われていることが判明したと甲が判断した場合。

未成年者またはその他の民法上の制限能力者のいずれかであり、申込の際に法定代理人、成年後見人、保佐人ないし補助人の同意等を得ていなかったと甲が判断した場合。

本規約に違反したと甲が判断した場合。

その他、甲が利用者と承認することを不適当と甲が判断する場合。

甲は、乙の入会承認・登録を行わなかった理由及び登録を取り消す理由は開示しません。

第4条(会員情報の保護)

甲は、乙が登録時に記載する個人情報について、次のとおり取り扱います。

情報の収集について、甲は、乙に情報の提供をいただく場合は、あらかじめその利用目的を乙に開示し、ご承諾をいただきます。

情報の利用・管理について、甲は、乙に提供頂いた情報は、あらかじめ乙のご承諾をいただいた特定の目的にのみ利用し、次の場合以外、目的外でこれを使用することはありません。

法令の規定による場合。

乙及び公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合、

甲は入手した情報を乙との特定の目的を遂行するために、第三者に提供する場合は、提供する情報の範囲については、あらかじめ乙の承諾をいただいた範囲に限定をします。

甲は、乙の情報を提供する特定の第三者に対しては、甲会員規約に基づき、乙の情報の保護をはかります。

甲は乙の情報は、収集目的に応じ必要な範囲内において、正確、適格な状態で管理致します。

甲は乙の情報への不正アクセス、情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するために、合理的な安全対策を講じます。

甲が保有する乙の情報について開示を求められた場合、合理的な理由であれば適切な期間内でこれに応じます。また開示の結果誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、適切な期間内にこれに応じます。

甲は、乙の情報について乙より変更又は削除の申し出があった場合、乙の本人確認を行った上で、これに応じます。

セキュリティについて、インターネットを利用した情報の交換は100%の安全性が保証されたものではありませんが、甲ではセキュリティと情報の保護を、可能な限り高いレベルで追求します。

第5条(甲が提供するサービス)

甲は乙に対して、飲食・物販・サービスを目的とした出店情報を提供します。

甲は、乙の依頼に基づき、出店契約の仲介をします。

甲は乙に対して、無料でメールマガジンを配信します。メールマガジンの配信には、「メールマガジン購読契約規約」が適用されます。

第6条(権利の譲渡)

乙は、本サービスの登録により享受できる権利を第三者に譲渡・質入・転貸することは出来ません。

第7条(利用料及び支払い方法)

甲が提供するサービスに関する対価は次のとおりです。

会員に対する第5条第1項の情報提供無料

会員に対する第5条第2項の出店契約の仲介

出店契約成約に至らない場合の費用

(物件成約交渉に向けて、何等かの実費がかかる場合、『但し、甲が事前に物件成約をする為に必要な実費について、事前乙に明示し説明をなし、乙がこれを事前に承諾した場合』)

出店契約成約に至った場合別途お知らせする成約報酬金額

会員に対する第5条第3項のメールマガジン配信無料

第8条(契約期間)

甲と乙との本会員契約は、甲の会員承認・登録日に効力を生じ、終了期限については定めません。

甲または乙は、本会員契約を2週間以上前に予告した上で、解約することができます。

甲が乙に対し、提供したサービスの対価は、本会員契約期間終了後も請求権を失いません。

甲と乙とは、相互に相手方から提供を受けた情報に関して遵守すべき義務は、本会員契約期間終了後も相互に遵守する義務を負います。

第9条(会員の遵守事項)

乙は、本契約中又は契約終了後にかかわらず本契約及び本契約に関連して知り得た情報、データ、その他甲から提供を受けた一切の情報について、甲の書面による承諾を得た場合を除き、秘密に取り扱うものとし、第三者に提供してはなりません。

乙は甲に対して提供した情報に変更があった場合は、これをすみやかに甲に提供します。

甲は乙に対して提供した情報に変更があった場合は、これをすみやかに乙に提供します。

乙は、サービスを不正に使用し、又は、他の会員もしくは第三者に使用させてはなりません。弊社の運営を妨げる行為、信用を毀損する行為をしてはなりません。

第10条(サービスの停止)

甲は、乙が甲に提供した情報の一部全部が、事実と反すると合理的な疑いがある場合、前条に該当する合理的な疑いがある場合及び、乙が本規約に違反した合理的な疑いがある場合には、乙に対するサービスの提供を一時中止することができます。

甲はサービスの安定かつ継続的運用に努めますが、天災や停電等の不可抗力又は、保守作業により、その他、甲が停止を必要と判断した場合、サービスを一定期間停止させる場合があることを乙はあらかじめ承諾します。

前2項の場合に、乙は甲に対して、サービス停止による一切の損害に対する賠償等を甲に請求しないものとします。バックアップ等も乙の責任において行います。

第11条(ID及びパスワード)

甲は乙に対してID及びパスワード又はその一方を割り当てて登録します。

乙は、前項のパスワードについて、第三者に知られないように管理することとします。パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行うものとします。

乙はID及びパスワードを第三者へ貸与、譲渡、名義変更、売買等を行うことはできないものとします。

乙より発信された情報及びへのアクセスについてパスワードの不正使用、その他の事故であっても、乙が全ての責任を負い、甲は、そのために生じた損害については一切責任を負わ

ないものとしします。

ID及びパスワードが、不正に使用された場合、乙は甲に対して直ちにその旨を届けるものとします。

第12条（サービスの内容の保証・責任）

乙は、甲が乙に対して提供した情報が真実でないことを理由として被った損害について、甲が受領した情報自体が真実でなかった場合、当該情報を甲に提供した者に対してのみ損害賠償請求権を有し、甲に対しては損害賠償請求をしません。

乙は、甲が乙に対して提供した情報が真実でないことを理由として被った損害については、甲が受領した情報自体は真実であったものの、甲が乙に対して、甲の責めに帰す原因で真実でない情報提供した場合は、この誤情報提供により通常生じる損害についてのみ、損害賠償請求ができます。

乙は、乙が甲に対して提供した情報が真実でないために、第三者が被った損害については、乙が一切の責任を負い、甲には何ら責任を負わせないものとしします。

何らかの理由により甲が責任を負う場合であっても、甲は、乙の損害につき過去12ヶ月間に乙が甲に支払った手数料の対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとする。

第13条(支払いの遅延)

乙が、甲の指定する期日までに、甲が提供するサービスの対価の支払いを怠ったときは、支払期限の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払います。

第14条(解除)

甲は、乙がいずれかの事由に該当した場合には、何らかの催告なしに本契約を解除するとともに、ただちに乙への一切のサービスを停止できるものとし、損害があれば賠償請求もできます。

乙が本契約の条項に違反したとき。

本サービスの利用料の支払いを怠ったとき。

差押え、仮差押え、仮処分、その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき。

手形又は小切手の不渡りが発生したとき。

破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別清算の申し立てがされたとき。

前5号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき。

解散又は営業停止となったとき。

乙が甲のコンピューターに保存されているデータを甲に無断で閲覧、変更もしくは破壊したとき。

第15条（反社会的勢力との関係禁止）

1. 甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊暴力知能集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ・ (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ・ (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ・ (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ・ (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ・ (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ・ (1) 暴力的な要求行為
- ・ (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・ (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・ (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ・ (5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲および乙は、前二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは前二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本規約に基づく一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとします。なお、この場合、表明に反した当事者は、期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対する債務の弁済を行うものとします。

第16条(準拠法及び管轄裁判所)

本件に関する紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとします。
本規約の準拠法は、日本法とします。

第17条(協議条項)

本規約に定めのない事項が生じたとき、又はその各条項の解釈につき疑義が生じたときは、
甲乙各協議の上、誠意をもって解決することとします。

同意しない同意する